４．被災した住宅の修理

（１）緊急復旧への対応

◆　概要　◆

発災直後、自宅で生活するために緊急的に行う簡易な修理として、損傷した屋根・外壁へのブルーシート張りや、水道管の水漏れ部分の補修等（以下、「緊急復旧」という。）が必要な場合がある。

従って、被災した住宅の緊急復旧に必要な資材を可能な限り備蓄しておくこと、他の地方公共団体、ＮＰＯ法人、物販業等の民間団体・事業者等と事前に協定等を締結し、資材の供給に係る協力体制を構築しておくこと、及び、発災後速やかに被災した住宅の緊急復旧の方法に関する情報を提供できるよう、当該情報について事前に収集・整理しておくことが重要である。

特に水害の場合は、浸水した住宅の被害の状況をできる限り詳細に写真に撮った後、汚泥等を除去し、清掃、洗浄、消毒して、十分に乾燥させることが必要である等、修理工事に取りかかる前に一定の作業及び期間が必要となることを周知することが重要である。

①　必要な資材の調達・配布

◆　事前準備の例　◆

○　地方公共団体での備蓄状況の例：長崎県

長崎県は、県の備蓄倉庫や各振興局等において、一定量の生活物資を備蓄しており、その状況をホームページにおいて公表している。

備蓄箇所数及び主な保管場所とともに、流通備蓄協定の締結業者についても公表している。

【備蓄状況等一覧】（長崎県、平成 31 年 4 月 1 日時点）

物資の備蓄の有無 （有りの場合、その種類等）	食料	白飯（50 食分）150 個 缶詰パン（2 個入）7,416 個
	飲料水	ペットボトル 2L　11,244 本
	毛布	毛布6,894枚 タオルケット 300 枚
	衛生用品	紙おむつ（大人用）57パック、紙おむつ（乳幼児用）56パック、乳児用おしりふき(3個)22パック、ほ乳ビン、生理用品210パック 簡易トイレ（100回分）330個
	その他の主な物資	ブルーシート、タオル、バスタオル、マスク、歯ブラシ、石けん、衣類（下着、トレーニングウェア、靴下、サンダル等）、調理器具（包丁、フライパン、鍋、皿、カセットコンロ等）など
備蓄個所数		９か所
主な保管場所		県の所有する備蓄倉庫、各振興局
流通備蓄協定の締結業者		長崎県生活協同組合連合会（災害時における応急生活物資供給）、マックスバリュ九州（株）、イオン九州（株）、（株）イズミ、（株）セブン－イレブン･ジャパン、（株）ファミリーマート、（株）ローソン、ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター、（株）ナフコ、サントリーフーズ（株）、（株）伊藤園（災害時における物資の供給）、（株）レンタルのニッケン長崎営業所（災害時における物資の仮設トイレ）、長崎県冷蔵倉庫協会、長崎県倉庫協会（災害時における物資の保管等）、南日本段ボール工業組合（段ボール製品の供給）

出典：長崎県ホームページより作成
（https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2019/06/1560422767.pdf）

○　災害時の物資供給に関する協定の例：千葉市

千葉市は、他の行政機関や民間団体・事業者等と災害時の応援や協力に係る協定を締結し、被災した住宅の緊急復旧に係る資材確保の準備を行っている。

【災害時の物資供給に係る千葉市とその他の自治体との相互応援協定の例】

協定名称	協定締結先	締結（改正）年月日	協定概要
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び県内市町村	平成 8 年 2 月 23 日	救助、復旧の相互協力（役務・物資の提供など）
災害時における相互援助に関する協定	水戸市、前橋市、宇都宮市、さいたま市、甲府市、横浜市	平成 8 年 10 月 23 日（改正）	救助、復旧の相互協力（役務・物資の提供など）
九都県市災害時相互応援に関する協定	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市	平成 26 年 2 月 13 日（改正）	救助、復旧の相互協力（役務・物資の提供、避難場所の相互使用など）
21 大都市災害時相互応援に関する協定	札幌市、仙台市、東京都、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市、熊本市	平成 24 年 4 月 1 日（改正）	救助、復旧の相互協力（役務・物資の提供など）
関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	関西広域連合	平成 26 年 3 月 6 日	救助、復旧の相互協力（役務・物資の提供など）

【災害時の物資供給に係る千葉市と民間団体・事業者等との協定の例】
（被災した住宅の緊急復旧に必要な資材（ブルーシート等）があるもののみ抜粋）

協定名称	協定締結先	締結年月日	協定概要
災害時における物資調達に関する協定書	コストコホールセールジャパン(株)	平成 29 年 1 月 27 日	災害時における食料・生活必需品等供給協力
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	（株）カインズ	平成 29 年 5 月 26 日	災害時における応急生活物資等供給協力
災害時における物資供給に関する協定	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	平成 29 年 5 月 26 日	災害時における応急生活物資等供給協力

災害時における物資供給に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）
第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）
第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）
第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
（１）　別表に掲げる物資
（２）　その他甲が指定する物資

別表
災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール、
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

出典：千葉市ホームページより作成
（https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/saigai-kyotei-ichiran.html）

○　ＮＰＯ法人との協定締結による災害時の物資供給の例：ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター

ＮＰＯ法人コメリ災害対策センターは、地方公共団体と災害時の協定を締結（871 件締結済：令和元年 12 月 31 日現在）し、物資供給のネットワークを構築している。

本センターは、協定先自治体（協定を締結している被災地方公共団体）からの物資供給の要請を受け、(株)コメリやコメリグループ、災害対策ネットワーク協力企業に必要な物資の供給を依頼し、全国 10 ヵ所の流通センターに備蓄されている物資や新たに手配した物資を当該被災地方公共団体の拠点又は避難所に送る。

【物資供給ネットワーク構築】

本センターのホームページでは、災害発生直後に被災地方公共団体から特に要請の多かった物資が公表されており、被災した住宅の緊急復旧に必要な資材としては、例えば、ブルーシート（3.6×5.4m等）、PP ロープ、土のう袋、水害時の消毒剤等が掲載されている。

【コメリ要請物資一覧】

災害時必要物資

コメリ要請物資一覧

災害発生直後、特に要請の多い物資をまとめました。

コメリ災害対策センターで対応可能な物資の中で、特にこれまで自治体から多数要請があったものを以下にまとめました。災害時および防災計画時にお役立ていただければ幸いです。

※商品は一例です。供給する物資は商品の仕様、色柄が変更になる場合があります。

| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 次のページへ |

物　資	仕　様	備　考
ブルーシート (2間×3間)	3.6m×5.4m　薄手 （ケース入数：10）	避難時、雨漏防止、避難所では下に敷く。
ブルーシート (2間×3間)	3.6m×5.4m　中厚手 （ケース入数：10）	避難時、雨漏防止、避難所では下に敷く。
ブルーシート (3間×4間)	5.4m×7.2m 厚手 （ケース入数：3）	屋根の上の雨漏り防止。災害時は大判サイズが需要大。
標識ロープ	9mm×100m （ケース入数：10）	家廻り補修、台風時の転倒防止用、立入禁止区域設定用。
PPロープ 5mm	300m巻 （ケース入数：20）	家まわり補修、台風時の転倒防止用に、ブルーシートと合わせて使用。
PPロープ 6mm	200m巻 （ケース入数：20）	家まわり補修、台風時の転倒防止用に、ブルーシートと合わせて使用。
PPガラ袋	10枚束 60cm×90cm （ケース入数：24）	外まわりのゴミ回収用、現場の片付けに。
土のう袋	50枚入（ケース入数：8）	床浸水防止、ゴミ回収用。
UV土のう袋	10枚入（ケース入数：50）	UV剤を添加し、対候性に優れた強化土のう袋、水害時。

出典：ＮＰＯ法人コメリ災害対策センターホームページ（http://www.komeri-npo.org/index.html）

◆　過去の災害における取組の例　◆

○　壊れた屋根の緊急復旧に必要な資材の調達・配布の例：倉吉市（鳥取県）

鳥取県倉吉市では、平成 28 年鳥取県中部を震源とする地震の際に合計 9,440 件（全壊：４、半壊：246、一部損壊：9,190）の住家被害があり、以下の要領でブルーシートを配布した。

調達方法：県が調達し、市町からの要望を元に配分
被災者への周知方法：防災無線で放送
配布数：ブルーシート約 27,000 枚、土のう袋（適宜）
配布方法　：１人２枚まで
（当初は名簿記載を求めたが、希望者が殺到したため、名簿記載をさせずに配布した）
配布場所：市役所駐車場

○　自治体が事業者と連携し、ブルーシート張りを支援した例：千葉県

千葉県は、令和元年台風第 15 号及び第 19 号等により被災した家屋に係る応急防水施工（ブルーシート張り）について、被災者自らが発注する事業者受注体制の強化を図った。
「応急防水施工業者登録プラットホーム」を構築し、県内外事業者等を募集、登録した上で、申し込みのあった被災者とブルーシートを展張できる事業者等を結びつける仕組みとした。

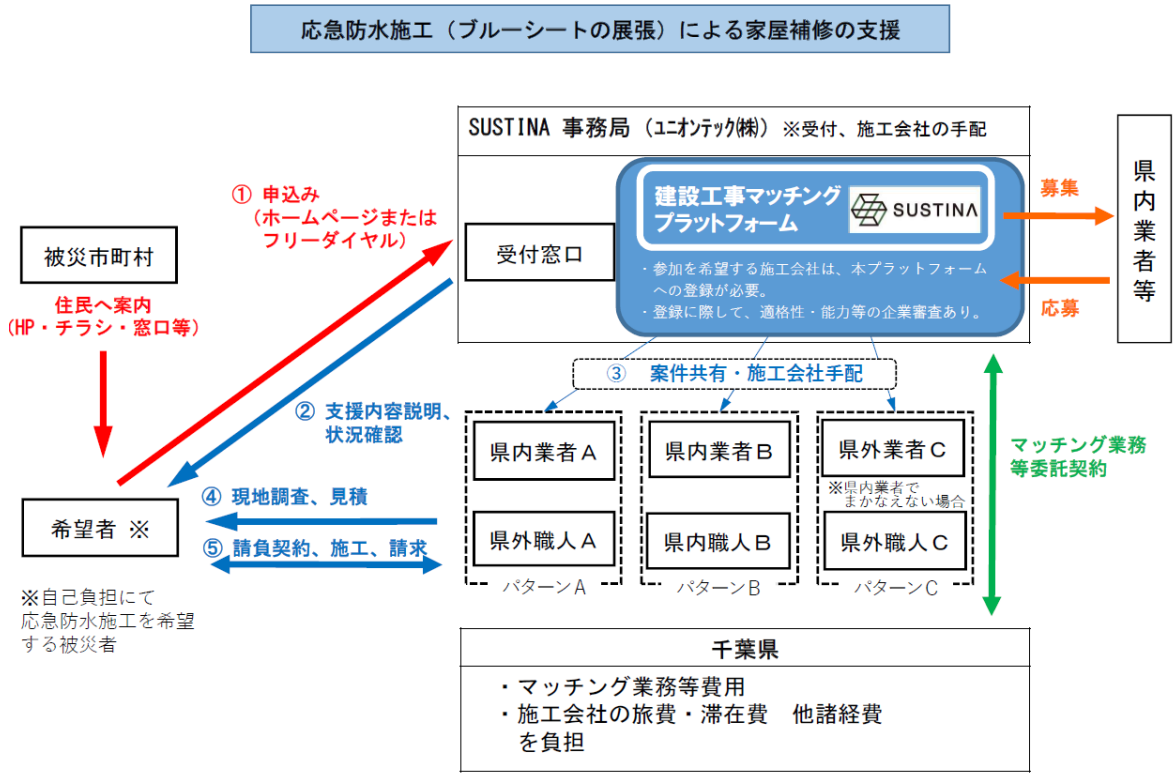

出典：千葉県ホームページ

②　緊急復旧の方法に係る情報の提供

◆　過去の災害における取組の例　◆

○　台風第 15 号に係る「長持ちするブルーシートの張り方」の共有：内閣府

内閣府では、台風第 15 号により千葉県内の屋根被害が多数に及び、展張したブルーシートが、その後の台風第 17 号の強風の影響で一部は外れて張り直しが必要になるものが出てきている状況を受け、平成 30 年大阪北部地震の頃からブルーシート張りを実施してきた NPO 団体が、その知見を活かして作成した「長持ちするブルーシートの張り方」について情報共有した（令和元年 9 月 26 日付　内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）付　事務連絡）。

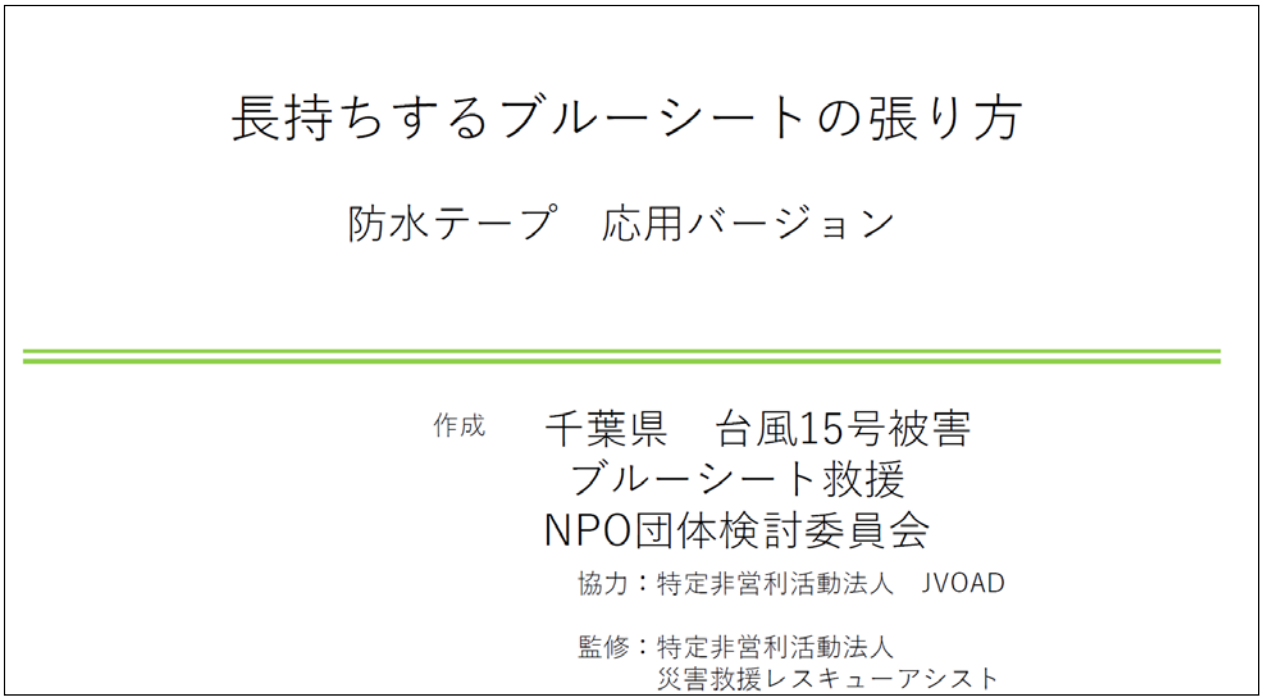

施工する前に

・屋根の上では必ず２名以上で作業をしてください
・落下防止のため、必ず命綱をはりハーネス又は安全帯を着用してください
・瓦の上に土や割れた破片が残っている場合は取り除いてください
・雨天、または強風時には屋根での作業は大変危険です
・ヘルメットを必ずかぶってください
・ハシゴ・脚立は平行な場所に設置して、必ず固定してください
・物を屋根に上げる時はロープなどで上げてください
・ハシゴに登る時は、物を持たずに両手を使って登ってください
・屋根に上がったら、できるだけ瓦と瓦の重なる部分を歩くようにしてください
長期に渡って濡れている屋根は腐っている場合もあり、瓦のない部分は踏み抜く事があるのでご注意ください
・屋根の上では物が落ちやすく危険なので、必ず固定してください
・ブルーシートはあくまで「応急処置」であり、通常3～6ヶ月で劣化します

施工方法

ポイント

☆下準備
テープが付きやすいように瓦をきれいにする
【手順１】
山の部分に先に貼ると隙間が出来てしまう為
瓦の谷の部分（へこんでる部分）に縦にテープを貼る

【手順２】
防水テープをブルーシート中央から左と右に風が入らないようにしっかりと貼る

【手順３】
縦のブルーシートの部分（まだ貼っていない側）にも、防水テープを貼る

【手順４】
防水テープを貼るとしわが入る為その部分に土嚢を載せる

アシスト瓦を使う場合

土嚢の置き方

ポイント

●土嚢は棟をまたいで均等の距離でおく
●土嚢でおさえる場合、幅はだいたい１ｍピッチくらいで
●必ずマイカ線で屋根から落下しないように結ぶ
☆UV土嚢袋が無い場合（白い土嚢袋）は、三枚重ねで使用

ダメな例

危険！！！

●瓦やガレキを入れると袋が破れて地上に落下する危険大
●UV土嚢袋を使わなかった場合、2か月くらいで劣化し、中身が飛び出ます
●土を使った場合、UV土嚢袋でも、植物などが生えてくる可能性が高いです
☆土嚢の中身は、砂またはバラスがオススメ

瓦を踏む場所

ポイント

瓦と瓦の重なっている部分を踏む

瓦の盛り上がっている部分を踏むと
中が空洞のため割れやすい

出典：内閣府ホームページ

○　震災に便乗した悪質商法への注意喚起の例：（独）国民生活センター

（独）国民生活センターは、震災に便乗した悪質商法について、過去の震災発生時に寄せられた相談事例、消費者へのアドバイス、啓発用リーフレットを公表している。

出典：（独）国民生活センターホームページ
（http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen343.html）

○　台風に便乗した悪質商法への注意喚起の例：茨木市（大阪府）

茨木市は、平成 30 年台風第 21 号の被災者に対し、市のホームページにて悪質商法への注意喚起を行った。

更新日：2018年09月07日

【要注意!!】「保険金が使える」と勧誘する住宅修理サービスに関するトラブルについて

9月4日に発生した台風に便乗した悪質商法に注意してください！

全国の消費生活センター等に
「火災保険等の損害保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」や
「保険金が出るようサポートするので住宅修理をしませんか」など
「保険金が使える」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が多く寄せられています。

保険金が支払われるすまいの保険に加入していたとしても、**損害保険会社等に連絡する前に問題のあるリフォーム業者と契約をしてしまうと、高額な解約手数料を要求されるなどのトラブル**に巻き込まれてしまうことがあります。

【実際のトラブル事例】
業者から電話があり、「台風で壊れた屋根を修理しませんか」という勧誘を受けたので申し込むと、調査員が訪問してきた。その後、屋根の写真と業者から発行された修理見積書を用いて保険会社に請求し、支払われた保険金全額を修理費として業者の銀行口座にすぐに振り込んだが、当初告げられた修理予定日から延期された。後日、具体的な修理日程を何度も問い合わせているがわからないと言われ、未だに修理が行われていない。（70歳代 男性）
：国民生活センターの公表資料より抜粋・編集

《消費者へのアドバイス》
1.「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と**勧誘されてもすぐに契約をしない。**
2.保険契約の内容や必要書類を確認し、**まず保険会社に連絡する。**
3.**うその理由で保険金を請求することは絶対にしない。**

自宅への訪問や、電話での勧誘、または対応に不審な点がある場合、
消費者ホットライン（局番なしの**188**）または、
茨木市消費生活センター（624-1999）にすぐに相談してください。

国民生活センターサイト「保険金を使って住宅を修理しませんか？」がきっかけでトラブルに！

この記事に関するお問い合わせ先

茨木市消費生活センター
〒567-0888
大阪府茨木市駅前四丁目6番16号　市民総合センター内
電話：072-624-0799
ファックス：072-622-1878
消費生活相談　電話：072-624-1999
E-mail syohiseikatsu@city.ibaraki.lg.jp
消費生活センターのメールフォームはこちらから
（消費生活相談は詳しい状況をお聞かせいただく必要があり、メールでは十分な回答ができないため、受付はしていません）

出典：茨木市ホームページ
（http://www.city.ibaraki.osaka.jp/saigai/zisinooamenikannsuruosirase/sikaranoosirase/42855.html）

○　浸水した住宅の緊急復旧の方法に係る情報提供の例：岡山県

岡山県は「浸水被害を受けた建築物の応急・復旧対策情報」として、ホームページにおいて、水害にあった住宅でまずやるべきことをまとめたリーフレット等を公表した。

（参考情報）水害にあった住宅でまずやるべきこと

～まずは、これだけはやっておいて、

家のリフォームは一息おいて、冷静に対応することが重要です～

●家を建てた大工さん等への連絡

家具（家電等含む）や畳等の片づけが終わったら、現状確認と復旧に向けて大工さん等家を建ててもらった人（工務店、大工さん、メーカーの担当者など）と連絡を取り、以下のような、応急措置を依頼することをお勧めします。

●清掃

□建物の汚れた部位を確認する

・建物全体が水没した場合：床下の確認、壁の確認（各階）、天井の確認（各階）

・床上浸水だった場合　　：床下の確認、壁の確認

・床下浸水だった場合　　：床下の確認（建物内部から問題なく見えても必ず確認）

□上から下へ

浸水した天井、壁、床の汚れを水で洗い流してください。２階まで浸水した場合は、２階から行ってください。

□壁まで浸水した場合

壁部分まで浸水した場合は、壁の内部の断熱材が水分を吸収しています。断熱材は乾燥しにくく、再利用も難しいため、壁紙の下地のボード等を解体して除去してください。このうえで、壁内部を清掃消毒し、乾燥させる必要があります。

壁の下地の石こうボードが浸水すると、乾燥しても壁としての強度が低下することが考えられますので、専門家（建築士）に相談することをお勧めします。

□天井まで浸水した場合

天井まで浸水した場合は、天井裏に断熱材があるか確認し、断熱材がある場合は、壁の場合と同様に除去をしてください。また、天井裏が乾燥しやすいように、対角線上に５０センチ角程度の穴をあけて、通気を良くします。

□床下の清掃

畳下の板（ばら板やコンパネなど）をはがして、泥を掻き出します。板をはがすときには、元通りになるように板に番号を書くとよい（ガムテープなどを張って番号を書いてもよい）。

次頁へ続く

フローリングの場合は、理想的にはすべて剥がすことですが、出来ない場合は半分だけ剥がすなどして、少しでも泥の排出と床下の乾燥が進む様に工夫してください。

カーペット等（タイルカーペットを除く）の場合は、フローリングに準じますが、カーペットが下地の板（コンパネなど）に接着されている場合は、すべて剥がす事も一つの方法です。

フローリングやカーペットの場合で、どうしても撤去ができない場合は、対角線上に、５０センチ角程度の穴をあけて、通気を図ることもできますが、基礎の形状等によっては泥の除去が難しい場合もあります。

床下は、土砂を取り除いた後、水道水でしっかり洗い流し、しっかり乾かすことが重要です。（原則、消毒は必要ありません。）

□床板、柱、壁、天井、建具などの消毒

のちのちのカビの発生などを抑えるために、室内の通風、換気を確認したうえで消毒用エタノールなどをスプレー（火気厳禁）し、雑巾などでふき取ってください。ただし、建築材料によっては、アルコール等によって変質したり、変形するものもあるので、注意が必要です。壁内の浸水（湿り）等に関しては、コンセントカバーなどを外すと確認できることがあります。（一般の方が行う際は、感電に注意してください）

消毒には、逆性石けん（ベンザルコニウム塩化物）や塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）も有効ですが、使用上の注意をよく読んで使用しましょう。

なお、屋外（庭を含む）では消毒は原則不要です。（被災した家屋での感染症対策（厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00341.html）より）

●乾燥

□乾燥を中途半端にしないこと

乾燥は、送風機などで風を送りよく乾かします。自然乾燥の場合は、最低１か月以上はかけることをお勧めします。よく乾燥させれば、木材の強度面の問題は特にないと考えられます。したがって、蟻害や腐食がない健全な木材であれば再利用は十分可能です。乾燥を中途半端にしてリフォームを急ぐと、内部結露によって、数カ月から１年以上経過して、カビが発生したり、木材の腐れ、金物のサビが発生することもあります。

伝統工法による「ほぞ差し」の部分や金物などの乾燥が不十分な場合、腐れなどにつながる事も予想され注意が必要です。

２４時間程度の水没の場合、木材表面に近い空隙に水分を含んでおり、表面はすぐに乾燥はしますが、内部的には一週間や十日程度の乾燥では不十分で、せめて一か月程度は乾燥させることをお勧めします。

●土壁の場合

次頁へ続く

□落ちた土壁を修復する場合

土壁は、水につかると溶けだして壁の根元に崩れて溜まります。再生しようとする場合は、この土を汚泥等といっしょにして捨てず、必ずブルーシートを敷いたうえで、敷地の一角にまとめるか、土嚢袋に入れて保存してください。また、小舞（壁にとりついている竹かご状の部材）は、撤去せず（縄も残して）そのままにしておいてください。

小舞に泥がこびりついている場合は、出来るだけ取り除くのが望ましいですが、小舞が壊れそうな場合は、そのままにして専門家（左官など）に処置してもらってください。

＜平成 30 年 7 月 30 日修正＞

（注）上記の内容は、水害にあった住宅について、まずやるべきことを取り急ぎ収集した情報ですので、今後修正する場合がありますが、ご了承ください。

出典：岡山県ホームページ（http://www.pref.okayama.jp/page/567885.html）

○　被災した家屋での感染症対策の例：厚生労働省

厚生労働省は、「被災した家屋での感染症対策」について、ホームページにリーフレットを公表している。

浸水した家屋の感染症対策

浸水した家屋が浸水した場合は、細菌やカビが繁殖しやすくなり、感染症にかかるおそれがあるため、清掃が大切です！！

清掃の時の注意事項

- **ドアと窓をあけて、しっかり換気**
  数日して自宅に戻るときは、屋内にカビが発生していることがあります
- **汚泥は取り除き、しっかり乾燥**
  消毒薬は、汚れを取りのぞいた上で使用しましょう
- **清掃中のケガ予防に手袋を着用**
- **ほこりを吸わないようにマスクを着用**
- **清掃が終わったらしっかり手洗い**

主な消毒方法について

薬液の濃度や用法など消毒薬は、薄めて（希釈して）使用するものがあります。
使用上の注意事項を確認してから使用しましょう。

- 汚染の程度がひどい場合、長時間浸水していた場合は、できるだけ次亜塩素酸ナトリウムを使用する。
- 対象物が、色あせ、腐食などにより次亜塩素酸ナトリウムが使用できない場合は、アルコール、塩化ベンザルコニウムを使用する。

消毒薬	対象と使い方	
	食器類・流し台・浴槽	家具類・床
次亜塩素酸ナトリウム（家庭用塩素系漂白剤でも可）	**0.02%に希釈する** ①食器用洗剤と水で洗う。 ②希釈した消毒液に５分間漬けるか、消毒液を含ませた布で拭き、その後、水洗い・水拭きする。 ③よく乾燥させる。	**0.1%に希釈する** ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く。 ③金属面や木面など色あせが気になる場所は、水で２度拭きする。
消毒用アルコール	**希釈せず、原液のまま使用する** ①洗剤と水で洗う。 ②アルコールを含ませた布で拭く。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用すること ※火気のあるところでは使用しない	**希釈せず、原液のまま使用する** ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②アルコールを含ませた布で拭く。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用すること ※火気のあるところでは使用しない
10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）	**0.1%に希釈する** ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く。	**0.1%に希釈する** ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く。

参考：日本環境感染学会　一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法

厚生労働省

清掃作業をされる方へ

清掃作業時に注意してください

①傷口からの感染

予防策
- 丈夫な手袋や底の厚い靴などを着用
- 長袖など肌の見えない服装を着用

ケガをした場合

傷口を流水で洗浄し、消毒しましょう。
特に深い傷や汚れた傷は破傷風※になる場合があるため、医師に相談をしましょう。

※　破傷風は傷口に破傷風菌が入り込んでおこる感染症で、医療機関で適切な治療を行わないと死にすることもある病気です。

②土ほこりへの対応

土ほこりが目に入って結膜炎なったり、口から入ってのどや肺に炎症を起こすこともありますので、目や口を保護することが重要です。

予防策
- ゴーグル・マスクを着用
- 作業後には手洗い

目に異物が入った場合

目を洗浄しても、充血が起きている場合などは医師に相談をしましょう。

厚生労働省

浸水した家屋を清掃される方へ

感染症予防のためには

清掃と乾燥が最も重要です

屋外※では消毒は原則不要です
※特に床下や庭など

消石灰の取扱いに注意

肌や目を痛めるため、
使用には十分な注意が必要です

消石灰は、アルカリ性であり、肌や目に触れると炎症を起こします。
特に、まいた消石灰が飛散して目に入ると、大変危険です。
目に入った場合、失明する恐れがあるため、すぐに大量の水で洗い流し、医療機関を受診しましょう。

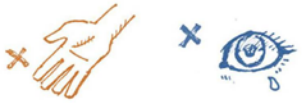

消石灰を素手で触ったり、目に入れないよう注意

厚生労働省　被災した家屋での感染症対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00341.html

出典：厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00341.html）

４．被災した住宅の修理

○　水害からの生活再建の手引きの例：震災がつなぐ全国ネットワーク

「震災がつなぐ全国ネットワーク」は、過去に水害で被災した地域における支援経験に基づき、写真やイラストを用いて、水害にあった際の対応に係る情報を掲載した冊子「水害にあったときに　～浸水被害からの生活再建の手引き～」を作成している。

本手引きでは、家屋の片付けと掃除の方法（床下の掃除や泥の除去、床下の乾燥等）とともに、罹災証明書の交付や支援制度等の申請手続、水害からの生活再建の体験等が記載されている。

出典：震災がつなぐ全国ネットワーク「『水害にあったときに』
～浸水被害からの生活再建の手引き（冊子版）」
（http://blog.canpan.info/shintsuna/archive/1420）

○　行政が主体となって消毒を実施した例：大洲市（愛媛県）

大洲市は平成 30 年 7 月豪雨の際に、要望があった住宅において消毒を実施した。

消毒の際に用いた動力噴霧器・ホース取巻機・ジェット噴口一式については、３セットは市で購入し、21 セットは市内の消防団員・農家の方等から借り上げた。

消毒剤は塩化ベンザルコニウムを用い、薬品会社と単価契約を締結して購入（500ｍｌ×約 1,700 本）した。

また、被災者からの要望に応じて消毒剤を配布した。

○　行政が被災者に消毒剤を配布した例：坂町（広島県）

坂町は平成 30 年 7 月豪雨の際に、床上浸水した住宅での感染症対策として、県の指示のもと、床上浸水後の片付け状況を紙面で確認し（下図）、使用方法、注意点を説明した上で、説明資料とともに県から提供をうけた塩化ベンザルコニウムを被災者に手交した（容器には、薬品名のシールを貼付した。床下浸水については、基本的に配布していない。）。

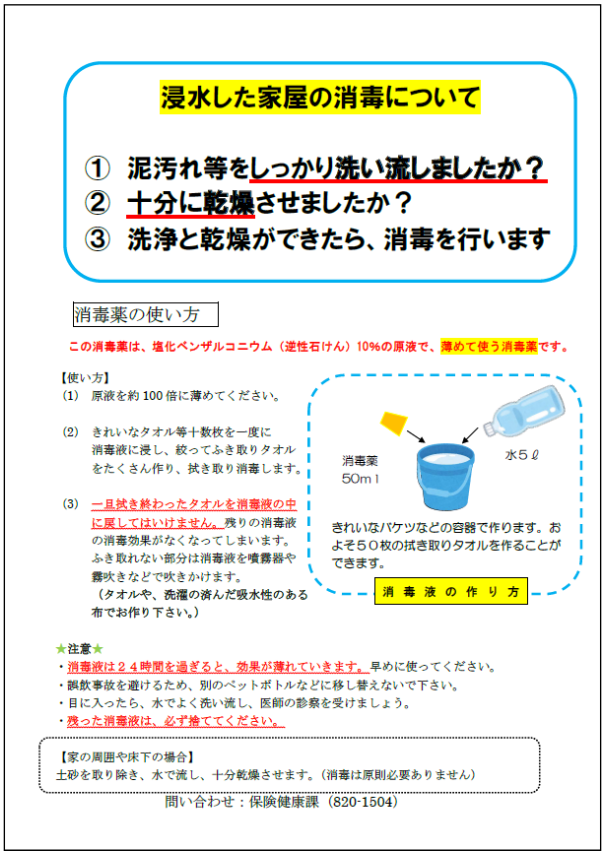

浸水した家屋の消毒について

① 泥汚れ等をしっかり洗い流しましたか？
② 十分に乾燥させましたか？
③ 洗浄と乾燥ができたら、消毒を行います

消毒薬の使い方

この消毒薬は、塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）10%の原液で、薄めて使う消毒薬です。

【使い方】
(1)　原液を約 100 倍に薄めてください。

(2)　きれいなタオル等十数枚を一度に消毒液に浸し、絞ってふき取りタオルをたくさん作り、拭き取り消毒します。

(3)　一旦拭き終わったタオルを消毒液の中に戻してはいけません。残りの消毒液の消毒効果がなくなってしまいます。ふき取れない部分は消毒液を噴霧器や霧吹きなどで吹きかけます。
（タオルや、洗濯の済んだ吸水性のある布でお作り下さい。）

消毒薬 50ｍｌ
水５ℓ
きれいなバケツなどの容器で作ります。およそ５０枚の拭き取りタオルを作ることができます。
消毒液の作り方

★注意★
・消毒液は２４時間を過ぎると、効果が薄れていきます。早めに使ってください。
・誤飲事故を避けるため、別のペットボトルなどに移し替えないで下さい。
・目に入ったら、水でよく洗い流し、医師の診察を受けましょう。
・残った消毒液は、必ず捨ててください。

【家の周囲や床下の場合】
土砂を取り除き、水で流し、十分乾燥させます。（消毒は原則必要ありません）

問い合わせ：保険健康課（820-1504）

出典：坂町提供資料

（２）災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）

◆　概要　◆

①　趣旨

災害救助法に基づく応急修理制度（以下「応急修理制度」という。）は、法第４条に示す救助の種類のうちの１つである「被災した住宅の応急修理」であり、災害救助法が適用された際に実施される。

応急修理制度は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、災害のために住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合に、必要最小限の修理を行う制度である。

【参考：住宅の応急修理制度の拡充「準半壊」の創設】

令和元年8月の豪雨災害や台風第15号による災害により、極めて多くの家屋に被害が生じ、被災者の日常の生活に著しい支障が生じたことから、応急修理制度を拡充し、恒久的制度として、一部損壊の住家のうち損害割合が10％以上の被害が生じたもの（以下「準半壊」という。）について支援の対象とすることとした。

※ 損害割合10％以上20％未満の被害の住家に対し、り災証明書の「被害の程度」欄には、少なくとも「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「準半壊」及び「一部損壊（10％未満）」の区分を記載すること。さらに、地方公共団体の独自支援策において必要とされる場合には、これら以外の区分を記載することも考えられる。

②　対象者

以下のア及びイの要件を満たす者（世帯）

ア　当該災害により半壊若しくは準半壊（自らの資力で応急修理ができない場合に限る）又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること

…半壊若しくは準半壊の住家被害を受けた者の資力要件については、都道府県又は市町村において、「資力に関する申出書」（※）を基に、その被災者の資力を把握し、制度の趣旨を十分理解して運用すること。

※災害救助事務取扱要領（令和２年５月、内閣府）別紙様式２

…全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住することが可能であるならば、内閣総理大臣と協議の上、対象とすることが可能である。

…借家等は、通常はその所有者・管理者が修理を行うが、所有者・管理者が修理を行わず、また、居住者の資力では修理できないため、現に居住する場所がない場合は、応急修理を行って差し支えない（※）。この場合、そこに居住する世帯の数により行って差し支えない（１人の者が複数の借家等を所有する場合においても同様である）。

※なお、この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料が必要となる。

イ　応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

③　基準額

・準半壊の世帯：１世帯あたり 30 万円以内（※）

・大規模半壊・半壊の世帯：１世帯あたり 59 万５千円以内（※）

※平成 25 年 10 月１日　内閣府告示第 228 号（最終改正：令和元年 10 月 23 日　内閣府告示第 378 号）

・同一住家（１戸）に２以上の世帯が居住している場合は、１世帯当たりの額以内とすることを原則とする。ただし、完全に世帯が分離していることが確認（都道府県の判断）できれば、世帯数分の額が支給される。

④　期間

・災害発生の日から１月以内に完了すること。
・ただし、災害の規模や被災地の実態等によって実施期間の延長が必要な場合は、必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うこと。

⑤　対象範囲

屋根、柱、梁、床、外壁、基礎、ドア、窓、給排気設備、上下水道の配管、電気・ガス・電話等の配線、便器・浴槽等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。

⑥　応急修理制度における区分所有マンションの共用部分の取扱い

区分所有マンションの共用部分の応急修理は、管理組合理事会や各住居世帯主持ち回り等により入居者の正式な同意（同意書）が得られれば、入居世帯分の費用を合算して行うことが可能である。具体的には、申込の代表者が各世帯の応急修理申込書をとりまとめ、市町村に提出することが考えられる（※１）。

専有部分の応急修理を申し込んだ世帯（※２）が、共用部分の応急修理についても申し込む場合、１世帯あたりの限度額（令和元年度：59 万５千円）から専有部分の応急修理に要する額を差し引いた額が当該共用部分の応急修理の限度額となる（専有部分及び共用部分の応急修理に係る費用を合計した額≦１世帯あたりの限度額）。

※１　過去の災害では、複数世帯が共同で応急修理を申し込む場合に、各世帯から申込の代表者宛ての委任状の提出を求めた例がある。
※２　区分所有マンションの専有部分のみに応急修理制度を適用する場合については、基本的に戸建住宅の場合と同様の手続となる。

【災害救助法　（昭和 22 年 10 月 18 日　法律第 118 号）（抄）】

（目的）
第１条　この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）
第２条　この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（以下「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第１項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

（救助の種類等）
第４条　救助の種類は、次のとおりとする。
一　避難所及び応急仮設住宅の供与
二～五　略
六　被災した住宅の応急修理
七～十　略
２　救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。
３　救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

【災害救助法施行令　（昭和 22 年 10 月 30 日　政令第 225 号）（抄）】

（救助の程度、方法及び期間）
第３条　救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下、「都道府県知事等」という。）が、これを定める。
２　前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

【災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
（平成 25 年 10 月 1 日　内閣府告示第 228 号、最終改正：令和元年 10 月 23 日）（抄）】

（被災した住宅の応急修理）
第７条　法第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一　災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
二　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
　　イ　ロに掲げる世帯以外の世帯　59万5千円
　　ロ　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　30万円
三　住宅の応急修理は、災害発生の日から１月以内に完了すること。

【災害救助事務取扱要領 （令和元年 10 月、内閣府政策統括官（防災担当））（抄）】

第４ 救助の程度、方法及び期間に関する事項
９ 被災した住宅の応急修理
（４）基準額
法による住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、基準告示に定める額以内とする。
ア　法による住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費、輸送費及び修理事務費等一切の経費を含むものである。
　したがって、大工、左官等の工事関係者を法第７条の規定による従事命令によって従事させたときにおいては、これら従事者の実費弁償の額についても、住宅の応急修理のために支出できる費用の額に含まれるものである。
イ　同一住家（１戸）に２以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、１世帯当たりの額以内とすることを原則とする。

【災害救助法の住宅の応急修理について
（平成 23 年 6 月 30 日付　社援総発 0630 第１号　厚生労働省社会・援護局総務課長通知）（抄）】

社援総発 0630 第１号
平成 23 年 6 月 30 日

災害救助法適用都県災害救助担当主管部（局）長　殿

厚生労働省社会・援護局総務課長

災害救助法の住宅の応急修理について

今般、災害救助法に基づく住宅の応急修理について、区分所有のマンションの共用部分の扱いに関する考え方を改めて整理しましたので、お知らせします。
（略）

記

１．（略）

２．（中略）区分所有のマンションの共用部分に対する応急修理については、以下のように取り扱うこととします。
(1) ある被災世帯の「専用部分及び共用部分（当該世帯の持分）」の全体に関して、半壊又は半焼の被害が生じている場合であること。
(2) 共用部分（例えば、廊下、階段、エレベーターを利用しなければ専用部分にアクセスできないような部分）の応急修理が当該世帯にとって、日常生活に必要欠くことのできないものであること。
(3)　（略）

３．また、共用部分の応急修理を行う際には、以下の点を明らかにし、限度額の範囲内でご対応ください。
(1)　共用部分と専用部分の補修契約が同一の場合
　①　共用部分の箇所
　②　その応急修理が当該世帯にとって必要欠くことのできない必要最小限度のものである理由

(2)　共用部分と専用部分の補修契約が異なる場合、(1)に加えて、
①　共用部分の補修費用を負担することとなる世帯
②　その負担金額
③　共用部分に係る応急修理の全体額

４．共用部分への応急修理が必要な居室の数は、機械的に当該マンションの居室の数全体とはならず、半壊又は半焼の被害を受けた個々の居室のうち、当該共用部分の応急修理を行わなければ、当該居室にそのままでは住むことができないが、その破損箇所に手を加えれば、何とか日常生活を営むことができることとなる居室に限られます。

５．なお、この取扱いについては、東日本大震災による被害を受けた物件についての適用を想定しております。

【参考．被災者台帳の作成・活用による罹災証明書の添付省略】

応急仮設住宅や住宅の応急修理、災害援護資金貸付申請の前提となる住家被害の証明については、これまでも「罹災証明書」等によらなくても、自治体窓口において、システム等により確認できるものについては、省略することができたが、平成 25 年 6 月に「災害対策基本法」が改正され、市町村において「被災者台帳」を作成し、被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を目的外利用したり、他の自治体に提供することが可能となった。

被災者台帳の作成・活用により、申請時に罹災証明書の添付を不要とし、被災者の負担軽減を図るとともに、これらの支援施策を迅速に実施するといった運用も可能であるので、市町村が被災者台帳を作成した場合には、台帳情報の積極的活用に努めることが望ましい。

◆　手続きの流れ　◆

応急修理制度の手続きの流れは以下の通りである。

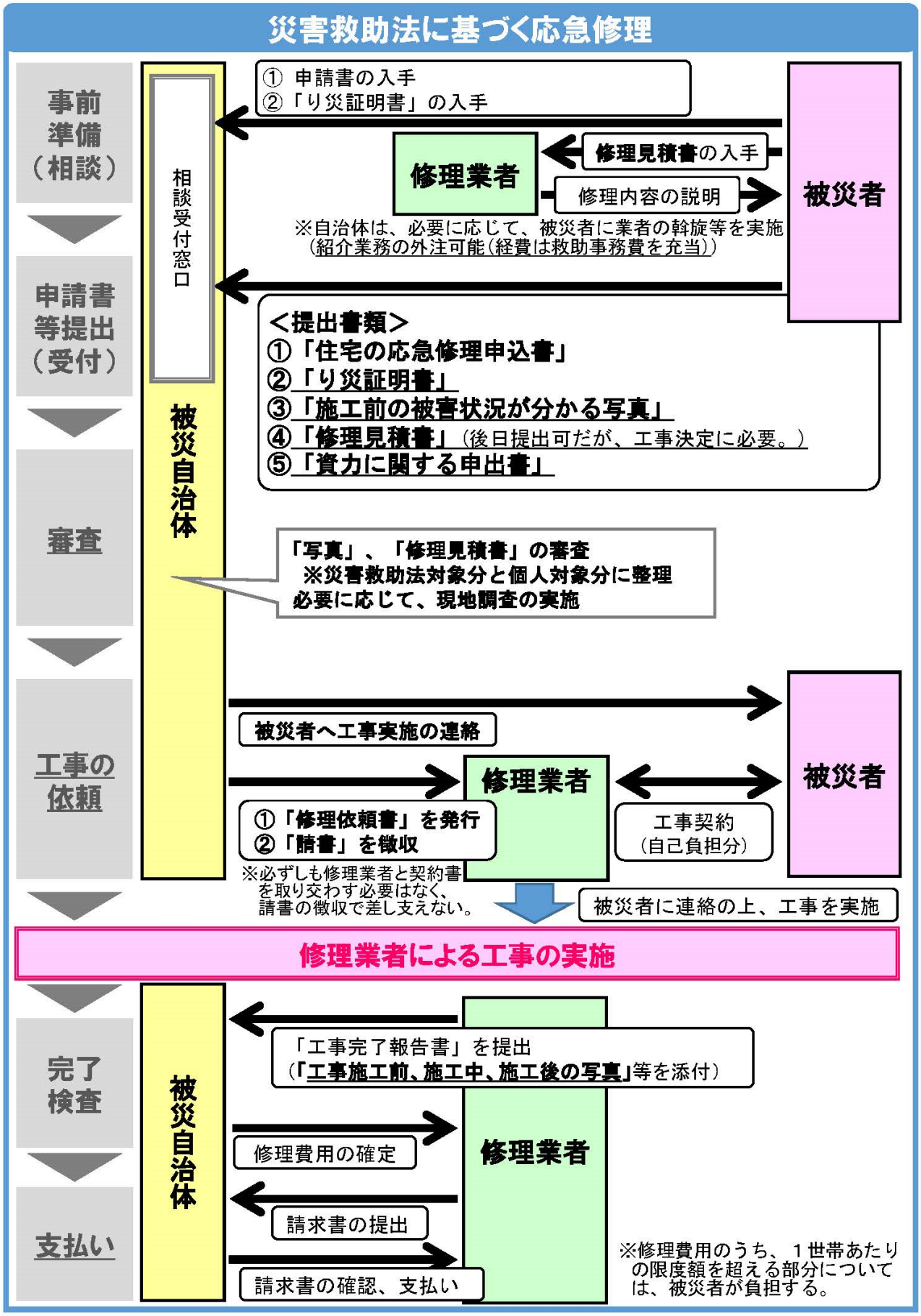

【災害救助法による住宅の応急修理に関するＱ＆Ａの送付について
（令和元年 11 月 22 日付　内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）事務連絡）】

内閣府政策統括官（防災担当）
令和元年 11 月 21 日現在

災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するＱ＆Ａ
（市町村職員・被災者向け）

	質　　問	回　　答
1	住宅の応急修理とはどのような制度なのか。	災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）（仮称）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。 【基準額（消費税込み）】 半壊・大規模半壊：595,000 円以内 一部損壊（準半壊）：300,000 円以内
2	住宅の応急修理費用を貰って自分で業者に発注することは可能か。	修理に要した経費は自治体が直接、修理業者に支払います。 ただし、上記１の金額を超える修理を行う場合には超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただく必要があります。
3	住宅の応急修理の範囲はどこまでか。	住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。 なお、災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象外です。
4	応急仮設住宅に入居した場合、住宅の応急修理はできるのか。	住宅の応急修理は、応急仮設住宅に入居することなく、何とか自宅で日常生活を継続できるようにするための制度です。このため、応急仮設住宅と住宅の応急修理の併給はできません。
5	災害救助法に基づく住宅の応急修理と被災者生活再建支援法の支援金は併給してもよいか。	併給は可能です。 住宅の応急修理をする場合は、大規模半壊など支援法の対象となる被害が生じた世帯であれば、被災者生活再建支援金も合わせて活用することができます。 なお、被災者生活再建支援金を活用する場合は、上記２と同じく自己負担分の契約が必要となります。
6	公営住宅、市営住宅、国家公務員宿舎等や在宅避難や親戚・知人宅への避難をしていても住宅の応急修理は可能か。	在宅避難中や親戚などのお宅に身を寄せていても住宅の応急修理の実施は可能です。 また、応急修理が完了するまで左記の住宅等に一時的に避難していた場合でも、応急修理の実施が可能です。 ただし、応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前提となります。

質　　問		回　　答
7	駐車場や倉庫も応急修理の対象としてよいか。	住宅の修理が対象となります。 駐車場や倉庫は対象外です。
7 -2	家電製品は応急修理の対象となるのか。	家電製品は応急修理の対象外となります。 エアコンの室外機も応急修理の対象外です。
8	住宅の応急修理の申込みはいつまでに行わないといけないのか。	修理業者の見積書の作成など順番待ちや修理作業により遅れることもありますが、期限は設けておりません。 なお、住宅の応急修理の申請受付については、可能な限り速やかな完了に努めていただきますようお願いします。
8 -2	住宅の応急修理の完了期限が１ケ月とされているが、延長は可能か。	内閣府告示においては、住宅の応急修理の完了期限は１ケ月となっていますが、この期間での救助の適切な実施が困難な場合には特別基準により期間の延長が可能です。 その上で、被災者の最後の一人が応急修理を完了するまでは延長を継続する必要があります。
9	被災者の所得に関係なく対象となるのか。	世帯の収入要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断することとしています。 ※　平成 28 年 5 月までは前年（又は前々年）の世帯収入について確認を求めていたが、この要件は撤廃している。
10	住宅の応急修理に必要な書類は何ですか。	申込みの際に必要な書類等は以下のとおりです。 ①　住宅の応急修理申込書（様式１号） ②　り災証明書 ③　施工前の被害状況が分かる写真 ④　修理見積書（様式３号） （後日、提出可だが、工事決定までに必要） ⑤　資力に関する申出書（様式２号） 上記以外にも、各自治体において申請に必要な書類が追加される場合もありますので、詳しくは最寄りの市町村の住宅相談窓口に確認してください。 また、工事完了後には、工事施工中、施工後の施工写真が必要になりますので留意願います。
11	大規模半壊、半壊、一部損壊（準半壊）かどうかは、どのように確認するのか。	り災証明書の「被害の程度」欄、又は被災者台帳により確認します。 また、り災証明書の提出が申込み後となる場合は、自宅の被害状況が分かる写真などで代用し、り災証明書が交付を受けた段階で提出いただければ結構です。

質　　問		回　　答
12	単身赴任等により住民票を移動せず居住していた住宅が被災した場合、住宅の応急修理の対象となるか。	今後も引き続き被災した住宅に住み続ける場合には、複数月分の公共料金の支払証明など、客観的に居住の実態が確認できる資料により居住の実態が判断できれば問題ありません。
13	全壊した住宅は応急修理の対象とならないのか。	全壊であっても、応急修理を実施すれば居住することが可能なら、応急修理の対象とすることが可能です。
14	１階が店舗や事務所として利用している併用住宅は住宅の応急修理の対象となるか。	住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、１階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。 ただし、１階の階段が壊れて２階の居住スペースに行けない、１階にしかトイレがない等理由があれば修理の対象となります。
15	住民票は一つだが、例えば「母屋」と「離れ」のように別居している世帯の場合、「母屋」と「離れ」それぞれで修理を受けることはできるか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば、それぞれで応急修理は可能です。
16	複数階建て共同住宅の共用部分は修理対象となるか。共用部分が利用できないと上層階に行くことができない。	①　分譲住宅の場合、管理組合理事会や各住居世帯主持ち回りなどにより入居者の正式な同意（同意書）が得られれば、入居世帯分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 ②　賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。しかし、所有者・管理者に応急修理を行う資力がない場合には、入居世帯数分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 なお、この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料が必要となります。
17	ＤＩＹの材料費は、住宅の応急修理の対象となるか。	ＤＩＹは、自らの資力で実施することから、応急修理の対象外となります。
18	仕様がグレードアップになる工事は対象となるか。	例えば、部屋を６畳間から８畳間に拡張する等の工事を行う場合でも、修理対象工事が含まれる場合は当該工事を応急修理の対象として差し支えありません。
19	屋外設置型給湯器は応急修理の対象となるか。	浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）は対象となります。
20	床上浸水により汚泥が堆積し、洗い流しても悪臭が取れない、カビが発生するなど、そのままでは生活できない場合、破損はなくても修理の対象となるか。	汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、応急修理の対象として差し支えありません。 また、床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。

質　　問		回　　答
21	住居内の土石や木竹の除去は応急修理の対象となるのか。	住宅内の障害物を除去する場合は、住宅の応急修理に該当しません。 障害物の除去に関する制度が別途ありますので相談窓口でその旨相談願います。
22	応急修理に伴い廃棄する廃材の処分費等は、応急修理制度の対象となるか。	応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急修理制度の対象となります。 また、環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となる場合もありますので、市町村の廃棄物処理窓口に相談してください。
23	床の修繕に合わせて畳敷きをフローリングに変更してもよいか。	当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えありません。 ただし、床暖房などの追加設備（グレードアップ）は自己負担となりますので留意願います。
23 -2	畳の交換は対象となるのか。	床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。 畳だけの交換は対象となりません。 また、床と併せて交換を行う畳の枚数に上限設定はありません。
24	床板を修理するうえで、床下断熱材は対象となるか	浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、その交換については応急修理の対象として差し支えありません。
25	浸水した部分の床壁の修繕は対象となるか。（断熱材、石膏ボード張替など）	一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、交換の対象として差し支えありません。 その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場合も張替えの対象となります。
26	内部建具（ドア、ふすま、障子）は対象となるか。	損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで反ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合などについては応急修理の対象として差し支えありません。 なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象にはなりません。
27	破損した内壁（土壁）は対象としてよいか。	珪藻土や聚楽壁などは一度浸水するとボロボロになってしまう可能性が高いため、対象として差し支えありません。
28	エアコンの室外機は修理の対象となるか。	エアコンは家電製品であり、住宅の応急修理の対象とはなりません。

	質　　問	回　　答
29	従前、井戸水を使用していたが、災害後、井戸が濁って、飲めなくなった。住宅の前に水道管が通っており、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたいが、この工事は応急修理の対象となるのか。	新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象とはなりません。 上水道事業を所管する担当窓口に相談願います。
30	浸水被害により、浄化槽ブロワーが故障した。ブロワーの交換は応急修理の対象となるか。	浄化槽ブロワーは住宅設備であり、対象として差し支えありません。
31	台所の流し台（キッチン）を交換することは応急修理の対象となるか。 また、オール電化のＩＨクッキングヒーターは対象となるか。	損傷した流し台（キッチン）は住宅の基本設備であり、交換は応急修理の対象として差し支えありません。 ＩＨクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。 ただし、ガスコンロからＩＨクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
32	ガスコンロは対象となるか。	ガスコンロは家電製品であり、生活必需品として配布していることから応急修理の対象外となります。
33	便器が使用できない状態になった。応急修理の対象となるか。	応急修理の対象として差し支えありません。（暖房便座は可。） ただし、温水洗浄便座（ウオシュレット等）は応急修理の対象外となります。
34	浴槽に汚泥や石が入り、破損又はひびが入っている。応急修理の対象となるか。	修理・交換の対象として差し支えありません。
35	各住戸に設置している防災行政無線が浸水により使用不能となった。修理の対象になるか。	応急修理の対象外です。個別の受信器の交換・修理については、各市町村又は都道府県の危機管理部門にお尋ねください。
36	59 万５千円以内あるいは 30 万円以内であれば、修理を複数業者へ依頼することは可能か。	修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能です。
37	住宅の修理の見積を依頼したら、100 万円の見積書が提示された。応急修理の限度額を超える場合は、どのように申し込んだらよいか。	被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書（様式第２号）を作成し、各市町村窓口に提出してください。 なお、基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。 修理総額 100.0 万円の場合 応急修理　59.5 万円以内 （応急修理の対象外が多い場合は満額にはなりません。） 自己負担　40.5 万円以上

	質　　問	回　　答
38	応急修理業者は指定業者から選択しなければいけないのか。 自分の家を建ててくれた業者又は大工に施工してもらってはいけないのか。	応急修理指定業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。 ただし、応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるので、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。 （ほかの市町村で既に登録済みで、応急修理制度を理解されている業者の場合は、その旨を窓口でお知らせください。）
39	応急修理の申請時に提出する「り災証明書」、「住民票」は、コピーでよいのか。	コピーで差し支えありません。
40	見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。 数量を示すために図面は必要か。	工事実施前については、施工前写真、見積書を添付いただければ問題ありません。 図面の添付は必要ありません。 また、工事完了後については、工事完了報告書、施工中、施工後の写真等及び請求書が確認できれば、完了図面は不要です。
41	住宅の応急修理に定める申請書等の様式を加筆･修正してもよいか。	地域の実情に応じて必要があれば加筆・修正して構いませんが、被災者や各自治体の業務の増加に考慮して見直しを行った結果であること、会計法令上、省略できない書類まで省かないことが原則となります。
42	修理業者が通常使用している見積書に変更してもよいか。	住宅の応急修理の指定の様式を使用してください。 内訳として修理業者が通常使用している見積書を添付いただくことは差支えありません。

◆　住宅の応急修理の対象範囲　◆

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、応急的に修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

応急修理の箇所や方法等についての基本的な考え方は、以下の通りである。

① 災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

② より緊急を要する部分から実施すべきであり、通常、畳や壁紙等の内装の補修は、優先度が低いことから、原則対象外とする。ただし、日常生活に必要欠くことのできない部分の修理に併せて応急的に実施することが必要な修理（以下「道連れ修理」という。）は対象とする。（例：床や外壁の修理と併せて畳や壁紙等の内装の補修が行われる場合、当該床・壁の部分の内装の補修に限り対象とする。）

③ 修理の方法は、代替措置でも可とする。（例：柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設する。）

④ 家電製品は対象外である。

【応急修理の対象範囲と工事内容の例（戸建住宅の場合）】

部位	具体的な修理内容の例
屋根	○屋根葺材（瓦、鋼板等）のずれの直し ○割れた屋根葺材（瓦、鋼板等）の交換 （屋根の修理に伴う道連れ修理） ・野地板（屋根葺材の下地として垂木の上に張る板）や、野地板の上の防水シートの張替え ・雨樋の撤去、再設置
外壁	○ひび割れ部分へのモルタル、エポキシ樹脂、シーリング材等の充填 ○破損部分の撤去 ○破損部分の下地材の交換、外装材の張替え、塗替え ○浸水した断熱材の交換 ○外壁の内側の破損部分の交換
外部建具	○壊れた玄関扉やサッシの交換 ○破損した窓ガラス、窓のカギの交換
内壁・内部建具	○汚泥や悪臭により使用できない壁 ○浸水して反ってしまったドアの交換 ○枠組みが破損したふすま、障子類の交換
構造部材	○壊れた柱、梁、筋違、部材を緊結する金物の交換 ○柱、梁の修理が不可能な場合に代替的に合板等を用いて耐力壁を設置 （構造部材の修理に伴う道連れ修理） ・構造部材の交換に伴い必要となる内装仕上材の張替え、塗替え
基礎	○ひび割れ部分へのモルタル、エポキシ樹脂の充填 ○欠損部分へのコンクリート増打ち
床	○壊れた床組（根太、大引等）の交換、金物による緊結 ○下地（合板等）の交換 ○浸水した断熱材の交換 ○汚泥や悪臭により使用できない床 （床の修理に伴う道連れ修理） ・床の修理に伴い必要となる床仕上材(フローリング、畳等)の交換
天井	○日常生活に不可欠な居室、トイレ、浴室、廊下等にて落下した天井部分の留付け、交換 （天井の修理に伴う道連れ修理） ・天井の修理に伴い必要となる天井仕上材の交換
浄化槽	○浄化槽の破損部分の部品交換 ○破損した配管の交換

部位	具体的な修理内容の例
上下水道･ガスの配管	○水漏れ部分やガス漏れ部分の配管の修理、交換 （配管の修理に伴う道連れ修理） ・配管の修理のために剥がした床や壁の下地材、仕上材の交換
電気配線､スイッチ等	○電気配線の修理、交換 ○スイッチやコンセントの交換 （電気配線、スイッチ等の修理に伴う道連れ修理） ・電気配線、スイッチ等の修理のために剥がした床や壁及び当該部分の下地材、仕上材の交換
給湯器､給排気設備	○給湯器、機械換気設備の本体又は部品の交換 ○給気口・換気口の修理・交換 （機械換気設備の修理に伴う道連れ修理） ・機械換気設備の修理のために剥がした床や天井及び当該部分の下地材、仕上材の交換
トイレ、浴室等	○壊れた便器の本体又は部品の交換（元から洗浄機能が付いていた場合における同程度の機能の便器への交換は対象。） ○壊れた浴槽の本体又は部品の交換（元から追い炊き機能が付いていた場合における同程度の機能の浴槽への交換は対象。） ○壊れた流し台（キッチン）の交換 （便器、浴槽の修理に伴う道連れ修理） ・便器、浴槽の修理のために剥がした床や壁及び当該部分の仕上材の交換

４．被災した住宅の修理

【応急修理の対象範囲と工事内容の例（区分所有マンションの共用部分の場合）（注）】

部位	具体的な修理内容の例	対象世帯の例
共用廊下	○壊れた部分の撤去及び修理 ○壊れた部分の修理に併せて行うタイル等の復旧、塗装 ○壊れた手摺の交換	応急修理制度の対象世帯のうち、当該部位の修理が必要な世帯　《図１》
共用階段	○壊れた部分の撤去及び修理 ○壊れた部分の修理に併せて行うタイル等の復旧、塗装 ○壊れた手摺の交換	応急修理制度の対象世帯のうち、当該部位の修理が必要な世帯　《図２》
エレベーター	○壊れた部品の交換	応急修理制度の対象世帯のうち、当該部位の修理が必要な世帯　《図３》
高架水槽、受水槽、浄化槽	○壊れた高架水槽、受水槽、浄化槽の修理、部品交換 ○ポンプ、ブロワ等の修理、交換	応急修理制度の対象となる全ての世帯

注：借家等は、通常はその所有者・管理者が修理を行うが、所有者・管理者が修理を行わず、また、居住者の資力では修理できないため、現に居住する場所がない場合は、応急修理を行って差し支えない（※）。この場合、そこに居住する世帯の数により行って差し支えない（１人の者が複数の借家等を所有する場合においても同様である）。
※なお、この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料が必要となる。

《図1》 共用廊下の応急修理の対象世帯の例

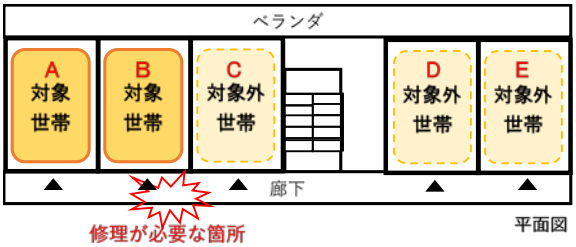

共用廊下の損傷等により、専有部分へのアクセスに支障が生じている世帯が、応急修理の対象となる。
（左図ではＡ、Ｂが対象となる。）

《図2》 共用階段の応急修理の対象世帯の例

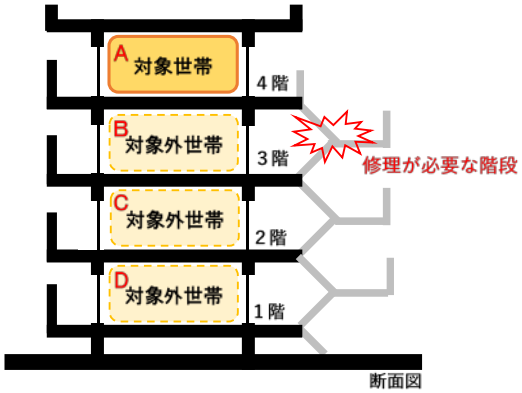

共用階段の損傷等により、専有部分へのアクセスに支障が生じている世帯が、応急修理の対象となる。
（左図ではＡが対象となる。）

《図3》 エレベーターの応急修理の対象世帯の例

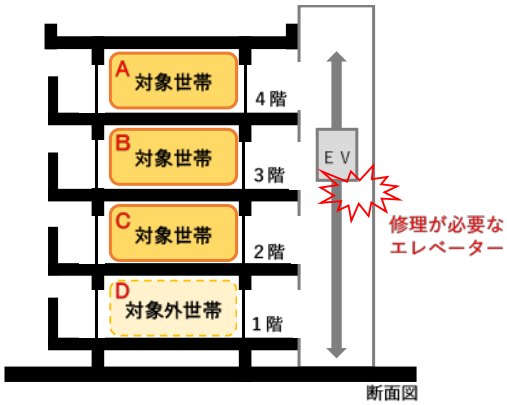

エレベーターの修理が必要な場合は、２階以上に住む世帯が対象となる。
（左図ではＡ、Ｂ、Ｃが対象となる。）

①　都道府県・市町村の役割分担

◆　事前準備の例　◆

○　県と市町村の役割分担・業務の流れを定めたマニュアルを作成した例：神奈川県

神奈川県地域住宅協議会（※）は、県の関係部局や市町村との調整・検討を重ね、災害時に迅速かつ円滑に住宅の応急修理を実施できるよう、県と市町村の役割分担の明確化を図り、原則として市町村が応急修理の主体業務を実施する場合のマニュアルとして、「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」を作成し、応急修理制度の運用について、具体的な業務の流れと関係各課との役割分担、手続に必要な様式等を定めている。

※神奈川県及び県内市町村住宅部局と住宅事業者で構成される協議会
（事務局：神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課）

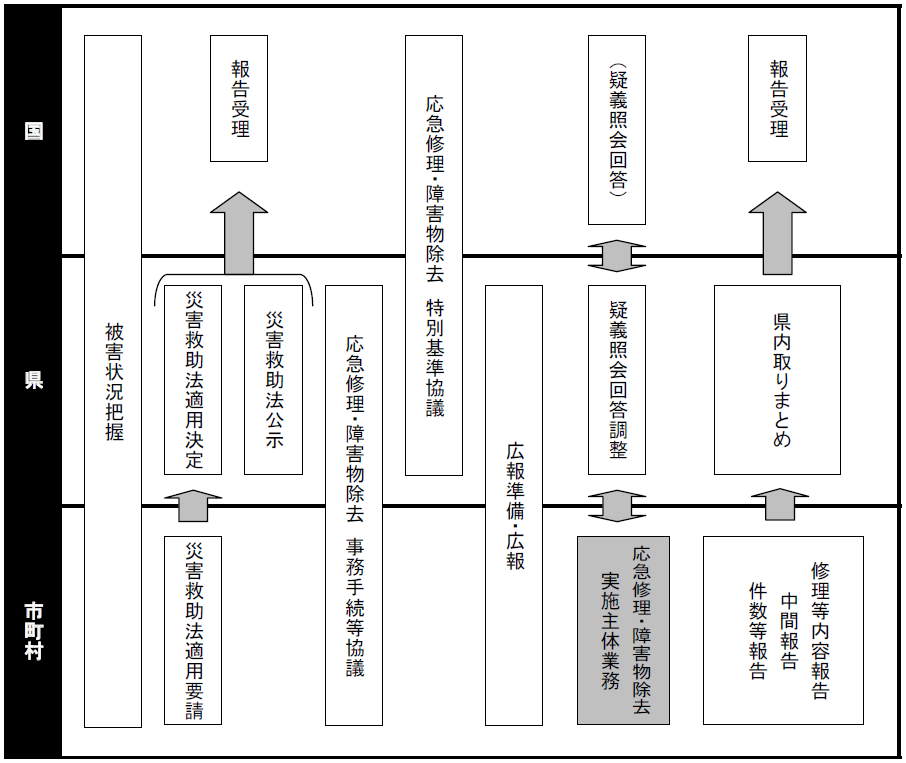

出典：神奈川県地域住宅協議会「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」
平成 25 年 4 月

○　県・市町村・関係団体の役割分担等を定めたマニュアルを作成し勉強会を開催している例：徳島県

徳島県は、風水害が発生した際に、建設技能者やボランティア等の参画によって被災住宅の復旧活動が迅速に行われる体制をあらかじめ構築するべく、「風水害等による被災住宅復旧マニュアル検討委員会」（※）を設置した。（公社）徳島県建築士会等の関係団体や県の関係部局が協力して「風水害等による被災住宅復旧マニュアル」を作成し、発災時における県内市町村、建築士会、住宅建設関連の事業者・専門工事業者等の役割分担、活動フロー等を提案しており、それを踏まえて市町村と県で意見交換する等して各市町村版の活動フロー等の検討を進めている。

また、県の住宅・建築部局が中心となって、県内市町村を対象に、事前課題の抽出・分析や災害救助法の理解を深めるための勉強会を開催している。勉強会には、市町村の住宅・建築部局に加え、防災部局の職員、関係団体も出席し、災害救助法に基づく応急修理制度の実施や応急仮設住宅の供与に向けた体制や仕組の構築に向けた検討を行っている。

※学識者、徳島県建築士会、徳島弁護士会、県社会福祉協議会、県（住宅課、とくしまゼロ作戦課）にて構成

②　実施要領、様式等の作成

◆　事前準備の例　◆

○　応急修理マニュアルを整備した例：香川県

香川県では、大規模災害が発生した際に、迅速かつ円滑に対応できるよう「応急修理マニュアル」を作成し、県のホームページで公開している。本マニュアルは、市町村、事業者団体、修理業者、被災者の主体毎に、応急修理に係る事務処理の流れや手続きに必要な各種様式が定められている。

参考文献：香川県「香川県応急修理マニュアル」平成 26 年 3 月
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/jutaku/oukyukasetsu/oukyusyuri.pdf）

◆　過去の災害における取組の例　◆

○　申込時点で罹災証明書が交付されていない場合に、「承諾書」の提出を求めた例：坂町（広島県）

坂町は、平成 30 年 7 月豪雨の応急修理制度の申込を受け付ける住宅の被害の程度（半壊以上の被害であること）を確認するため、罹災証明書の提出を求めていたが、申込時点で罹災証明書が未交付である場合は、申込後、罹災証明書が交付された段階での提出も認めた。

ただし、その場合の罹災証明書の内容が、応急修理制度の要件に合致しない場合（半壊以上の被害でなかった場合）には、応急修理制度の申込が無効になることを申込者（被災者）が承諾する旨を記した「承諾書」の提出をあわせて求めた。

○　借家の賃借人が申し込む際の添付資料の例：宇和島市（愛媛県）

宇和島市は、平成 30 年 7 月豪雨の応急修理制度の申込者（借家の賃借人）には、当該借家の賃借人が申し込むことに家主が同意する旨が記載され、家主が署名又は記名押印した「住宅の応急修理申込チェックシート」の添付を求めた。

更に、申込者に自らの資力では修理をすることができないこと、家主も修理を行う資力がないことを記載し家主が署名又は記名押印をした「申出書」の添付を求めた。

■住宅の応急修理申込チェックシート

災害救助法に基づく、住宅の応急修理は次の要件を満たす必要があります。
次の（1）～（5）までの要件を確認のうえ、申請してください。
なお、住宅の応急修理にかかる費用は、1世帯あたり584,000円を限度としており、限度額を超える部分の工事については、被災者の負担となります。

【応急修理の対象者等要件】

（1）住宅が災害により、半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態である。 □

（2）応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなり、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる。 □

（3）応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用しない。 □

（4）自らの資力では応急修理を行うことができない。 □

（大規模半壊の住宅被害を受けた世帯は除く。）

（5）応急修理をする箇所が、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分である。 □

＊借家の場合は、所有者が修理を行えず、かつ所有者の同意を得ることができる。

上記の災害救助法に基づく、住宅の応急修理の要件等を確認し、申し込みます。

氏　名　　印

【 家主の同意欄（借家の場合）】

私は、上記申請者に賃貸している住宅について、応急修理を行うことに同意します。

家主　住　所

氏　名　　印

電　話

出典：宇和島市提供資料

※（3）については、令和 2 年 7 月豪雨より、応急修理期間中の応急仮設住宅の使用が可能となっていることに留意すること

○　申込者が複数の修理業者に工事を発注した場合の「総額用」の様式を用意した例
：呉市、三原市、坂町（広島県）

呉市、三原市、坂町は、平成 30 年 7 月豪雨の応急修理制度の申込者（被災者）が、複数の修理業者に工事を依頼した場合には、各修理業者が修理見積書を作成しそれぞれ提出してくるため、費用の総額が応急修理工事費の限度額を超えていないことを確認できるよう、申込者（被災者）に「総額用」の見積書の提出を求めた。

※この様式は、業者が複数の場合のみ使用

記入例②－0
（施工社が複数社の場合）

住宅応急修理見積書（総額用）

業　者　名	工事内容	金　額（税込）	左記のうち、応急修理分（税込）
A板金工業株式会社	屋根修理	455,000	455,000
株式会社Bリフォーム	便器交換、配管修理	300,000	60,000
総　額		755,000	515,000

応急修理の対象となる工事には優先順位があります。屋根工事と配管修理工事では、屋根修理が優先されるため、応急修理分としては、屋根工事分から対象としていきます。

※この用紙は施工業者が複数社の場合のみ使用してください

受付番号	
被害を受けた住宅の所在地	〒●●●－●●●● 広島県安芸郡坂町●●1234
現在の居所	同上
氏名	●●　●●
現在の連絡先電話番号	●●●●－●●－●●●●

出典：坂町提供資料

○　施工前・施工中・施工後の工事写真のまとめ方の見本を示した例：常総市（茨城県）

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の際、常総市は、修理箇所の「施工前・施工中・施工後の写真」について、修理箇所毎に１枚の台帳にレイアウトする「工事写真ひな形」及び「まとめ方見本」（下図）を示した。

これにより、修理業者が施工前・施工中・施工後の写真が必要ということを改めて認識できるとともに、市も提出された写真を確認しやすくなった。

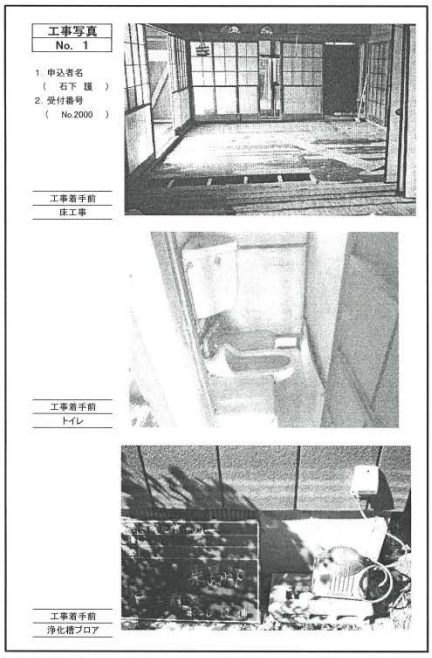

写真帳1枚目

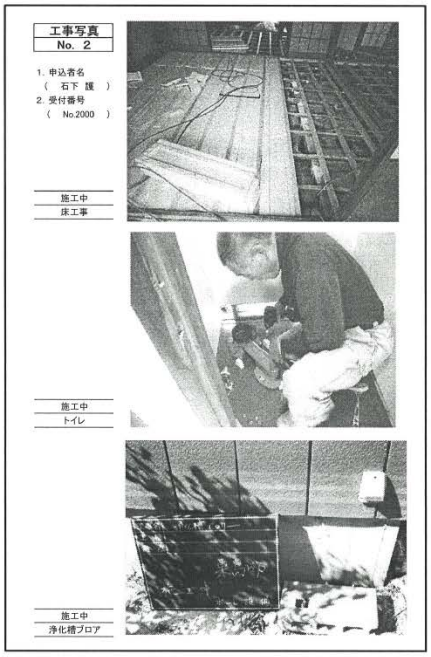

写真帳2枚目

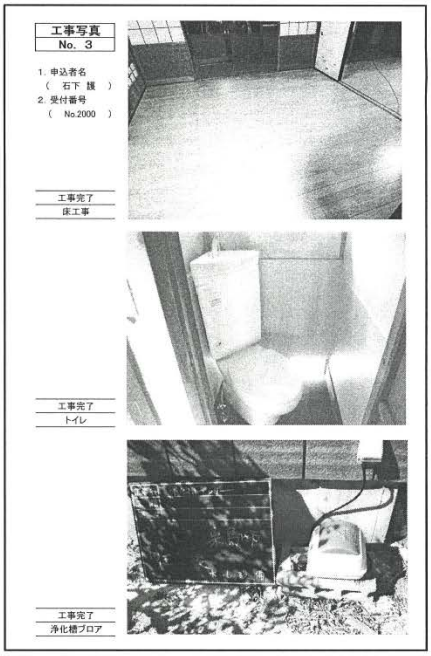

写真帳3枚目

■お送りした同封の写真用紙を使用する場合、
　必要に応じて2枚目以降は自社で複写の上、作成ください。
■印刷されたL版の写真を添付する場合は、用紙に完全に糊付けまでお願いします。
■本紙は白黒で印刷しておりますが、カラー写真にて提出願います。

工事写真のまとめ方見本

出典：常総市提供資料

③　管理台帳・業務体制の整備

◆　過去の災害における取組の例　◆

○　管理台帳における項目の例：熊本市

熊本市では、平成 28 年熊本地震の際の応急修理制度の受付管理のため、管理台帳（複数の職員が管理台帳を同時編集できるような設定のデータファイル）を作成し、応急仮設住宅との重複申込の防止のため、翌日までには入力出来るような体制とした。

管理台帳に入力していた項目	・受付番号、案件の状態 ・氏名、住所（区分所有マンションの場合はマンション名も入力）、電話番号 ・罹災区分 ・市の業務担当者名 ・制度申込受付日 ・修理見積書の受取日、全体見積額、応急修理工事に係る見積額 ・修理依頼日 ・指定業者名、誓約書と相手方振込口座登録申請書の提出有無（未登録業者のみ必要）、履行期間 ・工事完了日 ・支払日
今後の改善点等	・応急修理を実施した箇所の概要や、借家かどうかが分かる入力欄があるとより管理しやすい。 ・申込者が複数の修理業者に応急修理工事を依頼する場合、それぞれの修理業者の応急修理工事に係る見積額の合計額の確認欄を設ける等、上限額との比較をしやすくすることが必要である。

出典：熊本市提供資料より作成

○　管理台帳に修理業者に関する入力欄を複数設けた例：大洲市（愛媛県）

大洲市は、平成 30 年 7 月豪雨の応急修理制度の申込者が複数の修理業者に工事を依頼する場合があることを想定し、管理台帳の入力欄（修理業者名、修理業者住所、代表者氏名、修理見積額）を、申込者毎に最大５者まで入力できるようにし、複数の修理業者の応急修理工事に係る見積額の合計が、１世帯の上限額を超えていないかチェックできるようにした。

○　平成 30 年 7 月豪雨の際の応急修理の受付体制の例：広島県、愛媛県

全体的に、修理見積書の内容確認等を技術職員が、それ以外の業務を事務職員が担当するという役割分担が多く見られた。また、被害が大きかった地域の支所にも受付窓口を設置した自治体（呉市、宇和島市、西予市）が見られた。

● 広島県

作業内容	担当	人数
相談窓口に県職員を派遣、建築職の技術職員が不在の市町を中心に技術的支援	建築課+営繕課	延べ 154 名 （派遣期間：7/17～8/31）

● 呉市（広島県）　…　応急修理申込件数：294 件（平成 31 年 4 月 1 日時点）

◆ 本庁舎（平成 30 年 7 月下旬～ 8 月中旬時点）

作業内容	担当	人数
指揮・監督	建築指導課　技術職員	1 名
応急修理申込書の受付、受付台帳の整備、修理見積書の審査、修理依頼書の交付、完了報告書の審査	建築指導課　技術職員	2 名（応急修理専属）
工事費の支払い	福祉保健課　事務職員	1 名（応急修理以外の業務と兼務）

◆ 安浦支所（平成 30 年 7 月下旬～ 8 月中旬時点）

作業内容	担当	人数
応急修理申込書の受付	建築指導課＋技術監理室 技術職員	3 名（応急修理専属）

◆ 天応支所（平成 30 年 7 月下旬～ 8 月中旬時点）

作業内容	担当	人数
応急修理申込書の受付	建築指導課＋技術監理室 技術職員	2 名（応急修理専属）

◆ 応急修理専用電話（開設期間：平成 30 年 7 月～ 8 月）

作業内容	担当	人数
電話での応急修理に係る相談対応	技術監理室　技術職員	3 名（応急修理専属）

● 三原市（広島県）　…　応急修理申込件数：306 件（平成 31 年 4 月 1 日時点）

◆ 本庁舎（平成 30 年 7 月下旬～ 8 月中旬時点）

作業内容	担当	人数
指揮・監督 応急修理申込書の受付、受付台帳の整備、修理見積書の審査、完了報告書の審査、工事費の支払い	住宅対策課　技術職員	1 名（応急修理以外の業務と兼務）
応急修理申込書の受付、受付台帳の整備、工事費の支払い	住宅対策課　事務職員	2 名（応急修理以外の業務と兼務）
修理見積書の審査、修理依頼書の交付、完了報告書の審査	建築課＋建築指導課 技術職員	7 名（応急修理以外の業務と兼務）

● 坂町（広島県）　…　応急修理申込件数：222 件（平成 31 年 4 月 1 日時点）

◆ 本庁舎（平成 30 年 9 月時点）

作業内容	担当	人数
応急修理制度に係る全ての事務	産業建設課　事務職員	1 名（応急修理以外の業務と兼務）

◆ 本庁舎（平成 30 年 10 月以降）

作業内容	担当	人数
指揮・監督 修理見積書の審査、完了報告書の審査	産業建設課　事務職員	1 名（応急修理以外の業務と兼務）
応急修理申込書の受付、受付台帳の整備、修理依頼書の交付、工事費の支払い	他自治体からの応援 事務職員	1 名（応急修理専属）

● 愛媛県

作業内容	担当	人数
市町からの要望を確認し国交省に他自治体職員の派遣を依頼、相談窓口に県職員を派遣、市町からの相談、情報共有	住宅確保支援グループ （保健福祉課 事務職員 建築住宅課 技術職員）	３名

● 大洲市（愛媛県） … 応急修理申込件数：1,345 件（平成 31 年 4 月 1 日時点）

◆ 本庁舎（平成 30 年 8 月上旬時点）

作業内容	担当	人数
指揮・監督	都市整備課　課長	１名
応急修理申込書の受付（市役所大ホールでの集中受付業務）	都市整備課　事務職員	４名（応急修理専属）
受付台帳の整備、修理見積書の審査、修理依頼書の交付、完了報告書の審査、工事費の支払い	都市整備課　事務職員	２名（応急修理専属）

◆ 本庁舎（平成 30 年 8 月下旬～9 月下旬）

作業内容	担当	人数
指揮・監督	都市整備課　課長	１名
応急修理申込書の受付、受付台帳の整備、修理見積書の審査、修理依頼書の交付、完了報告書の審査、工事費の支払い	都市整備課　事務職員	６名（応急修理専属）
修理見積書の審査	他自治体からの応援　技術職員	２名（応急修理専属）
応急修理制度に係る事務の補助	他自治体からの応援　事務職員	１名（応急修理専属）

● 宇和島市（愛媛県） … 応急修理申込件数：439 件（平成 31 年 4 月 1 日時点）

◆ 本庁舎（平成 30 年 8 月時点）

作業内容	担当	人数
指揮・監督 応急修理申込書の受付、受付台帳の整備、修理見積書の審査、完了報告書の審査	建築住宅課　技術職員	１名（応急修理専属）
修理見積書の審査	他自治体からの応援　技術職員	１名（応急修理専属）
書類発送事務、工事費の支払い	建築住宅課　事務職員	１名（応急修理専属）

◆ 吉田支所（平成 30 年 8 月時点）

作業内容	担当	人数
応急修理申込書の受付、修理見積書の審査、完了報告書の審査	建築住宅課　技術職員	１名（応急修理専属）
修理見積書の審査	他自治体からの応援　技術職員	２名（応急修理専属）

● 西予市（愛媛県） … 応急修理申込件数：174 件（平成 31 年 4 月 1 日時点）

◆ 本庁舎（平成 30 年 8 月時点）

作業内容	担当	人数
指揮・監督 受付台帳の整備、修理依頼書の交付、完了報告の審査、工事費の支払い	福祉事務所福祉課　事務職員	１名（応急修理専属）
修理見積書の審査	建設課　技術職員	１名（応急修理専属）

◆ 野村支所（平成 30 年 8 月時点）

作業内容	担当	人数
応急修理申込書の受付及び生活再建全般の制度の申請受付	福祉事務所福祉課　事務職員 他自治体からの応援　事務職員	６名（応急修理を含む生活再建全般を担当）

④　指定業者リストの作成

◆　事前準備の例　◆

○　住宅の応急修理に関する協定の例：三重県

三重県と三重県建設労働組合は、被災した住宅の応急修理に関して、災害時の円滑な対応に備えることを目的として協定を締結した。「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書」では、三重県建設労働組合は、災害時に三重県からの要請にもとづき、以下の協力を行うこととしている。

・対応に必要な応急修理業者の確保に最大限努め、その情報を県に提供する。
・情報提供された応急修理業者は、依頼に基づき応急修理を行う。

また、本協定では応急修理業者及び応急修理に係る業務担当者の名簿を毎年１回、県に提出することとしている。応急修理名簿には、各会社の対応可能修理を明記している。

【被災した住宅の応急修理と協定の全体像】

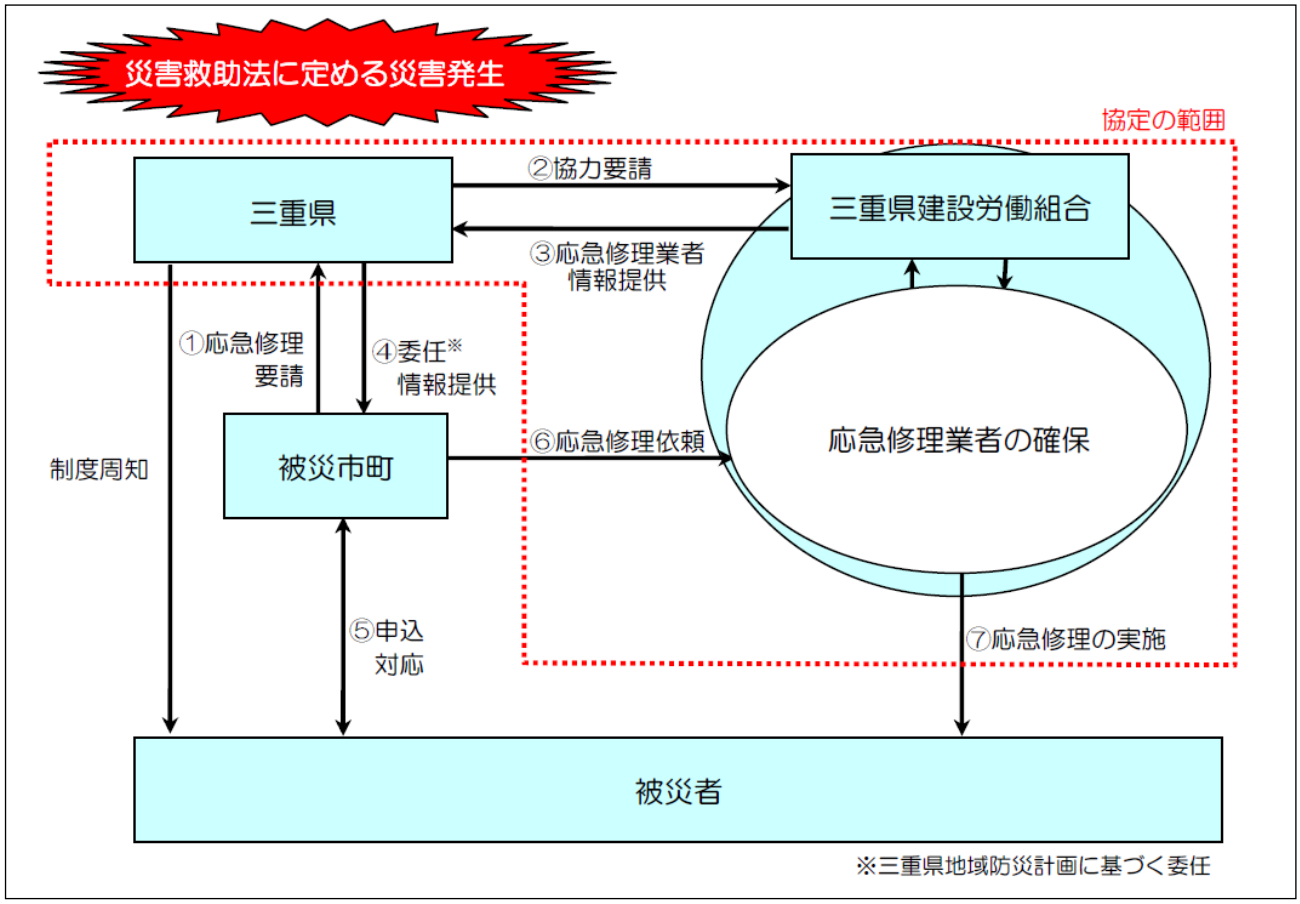

出典：三重県ホームページ

◆　過去の災害における取組の例　◆

○　工事の指定業者を追加した事例：兵庫県、新潟県、青森県、呉市、三原市、坂町（広島県）

○兵庫県（平成 16 年台風第 23 号）

・　兵庫県では、平成 16 年台風第 23 号の際に、平成 16 年 12 月 9 日付社第 1661 号「住宅の応急修理の弾力運用の取り扱いについて」（記 1「既に工事を完了している場合で、弾力運用の要件に合致し、工事費用精算前であれば対象として差し支えない」）を受け、原則、業者は指定するが、応急修理申込者が要件審査を受け対象となり、業者見積が提出され要件を満たしているような場合、その修理業者を申請日付で指定業者とした。

○新潟県（平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨）

・　新潟県においても、平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨の際に、被災者が、指定業者リストに掲載されていない馴染みの業者に修理を希望する場合、市町村が指定業者リストに追加し、災害救助法に基づく応急修理制度の対象とできるよう対応した。

○青森県（平成 23 年東日本大震災）

・　応急修理の手続きの流れとしては、県が応急修理を行う業者のリストを参考に提示し、市が業者指定を行う。青森県八戸市では、平成 23 年東日本大震災の際、被災者が指定業者リスト（応急修理指定業者一覧表）に掲載されていない馴染みの業者に修理を依頼する場合、被災者から「住宅の応急修理指定業者願書」の提出を求め、市が後追いで指定業者リストに追加し、災害救助法に基づく応急修理の対象とできるよう対応した。

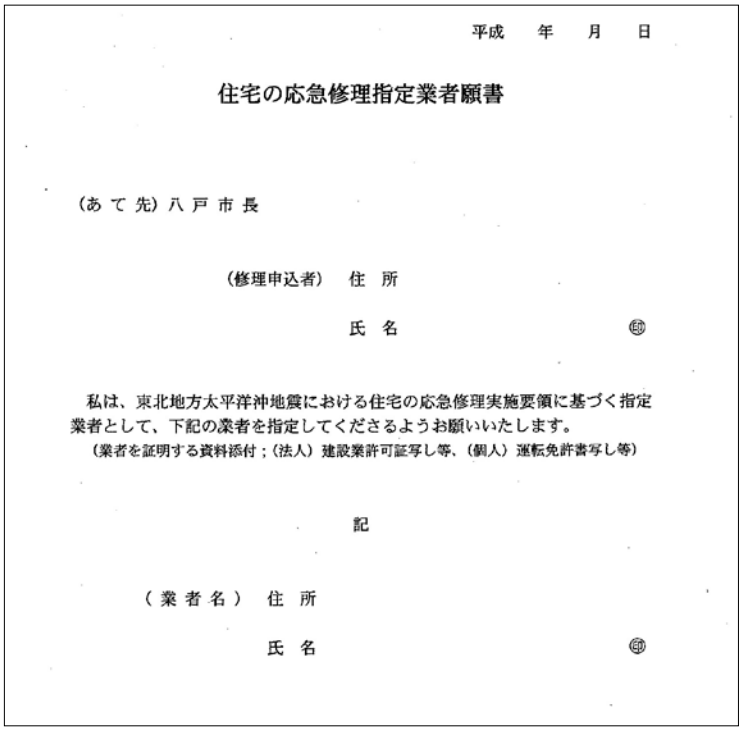

平成　年　月　日

住宅の応急修理指定業者願書

（あ て 先）八 戸 市 長

（修理申込者）　住　所

氏　名　㊞

私は、東北地方太平洋沖地震における住宅の応急修理実施要領に基づく指定業者として、下記の業者を指定してくださるようお願いいたします。
（業者を証明する資料添付；（法人）建設業許可証写し等、（個人）運転免許書写し等）

記

（業 者 名）　住　所

氏　名　㊞

出典：八戸市ホームページ
「被災住宅の応急修理制度について　住宅の応急修理指定業者願書」

○呉市、三原市、坂町（広島県）（平成 30 年 7 月豪雨）

・　応急修理制度の受付開始当初は県から提供された修理業者リストを「指定業者リスト」として活用した。

・　制度を運用する過程で、当初の「指定業者リスト」に掲載されていない業者に被災者が応急修理工事を依頼する場合もあり、その場合は当該業者に「住宅の応急修理指定業者願書」を建設業許可証明書等とともに提出させ、特段問題がない場合は指定業者リストに追加した。

⑤　制度の周知

◆　事前準備の例　◆

○　（被災者・修理業者向け）写真の撮り忘れ防止のためのチラシ（例）

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。　内閣府防災担当

応急修理制度の利用に当たっては、
被害箇所・修理箇所が分かるよう
“写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。
撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

＜撮影上の留意点＞

（1）外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど
- ✔ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
  メジャー等がない場合は浸水高を指さしして撮影しましょう。
- ✔ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
  室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

（2）室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など
- ✔ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
  片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。
- ✔ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

（3）設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など
- ✔ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
- ✔ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
  応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

＜修理業者の方にもお伝えください＞
- ✔ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。

◆　過去の災害における取組の例　◆

○　被災者向けの応急修理制度の周知資料の例：千葉県

千葉県では令和元年台風第 15 号の際に、災害救助法に基づく応急修理制度の対象者の要件や費用の限度額、提出書類について、被災者に分かりやすく伝えるため、図を含めたチラシを作成し、県のホームページに掲載した。また、全国木造建設事業協会千葉県協会が作成のチラシに、内閣府、国土交通省、千葉県のクレジットを記載し、住宅被害に係る支援制度を明記の上、被災者に周知した。

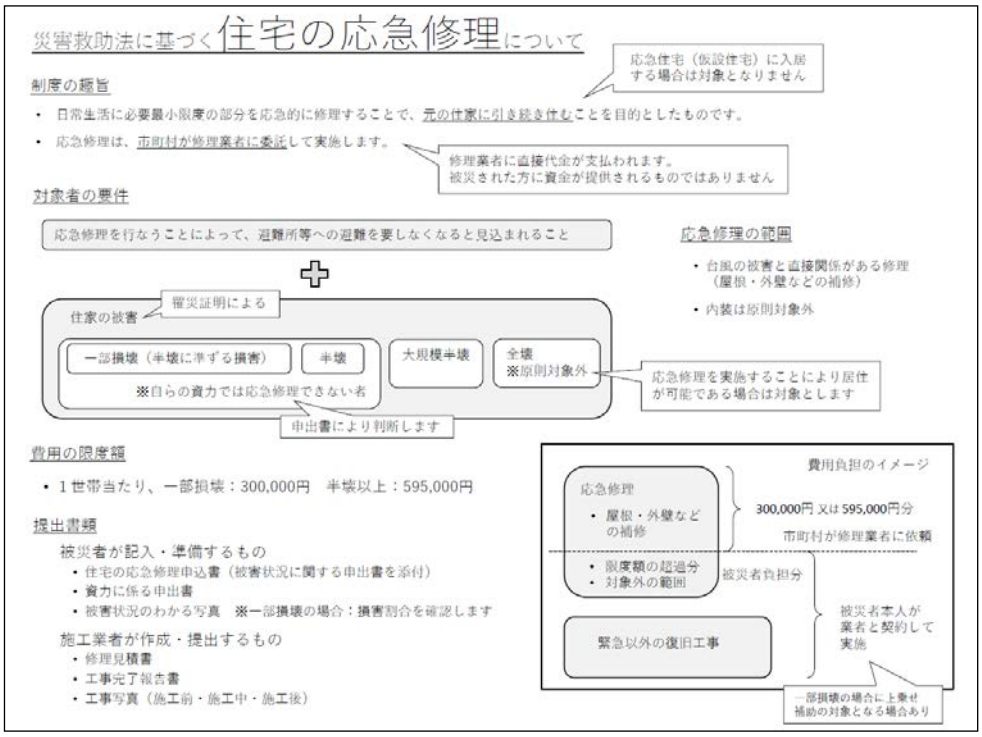

出典：千葉県ホームページ

○　修理業者向けの応急修理制度の周知資料の例：広島県

広島県は平成 30 年 7 月豪雨の際の応急修理制度の運用において、これから修理見積書を作成する修理業者向けに「住宅の応急修理制度に係る工事の施工業者の方へ」として、修理見積書の様式及び記載例が掲載されている市町ホームページのＵＲＬ、応急修理の対象となる工事、工事完了の際には写真（施工前・施工中・施工後）が必要になること等を記載した制度周知資料のひな形を作成し、応急修理を実施する市町に提供した。

平成３０年７月

＜住宅の応急修理制度に係る工事の施工業者の方へ＞

住宅の修理を希望する申込者に対し，見積書の作成をお願いします。
別添の様式第３号により，修理見積書を作成してください。
様式の電子データ（エクセル）は，下記のホームページからダウンロードすることができます。見積書の作成例も電子データに入っています。
呉市ホームページ
≪https://www.city.kure.lg.jp/≫

修理見積書は，２部作成してください。申込者に見積り内容を説明し，見積書の下の欄に内容確認の記名押印をいただいてください。

見積書は，１部を申込者に交付し，もう１部は市の担当課に提出してください。
市は，提出された修理見積書を審査し，工事を行う業者あてに修理依頼書を交付します。

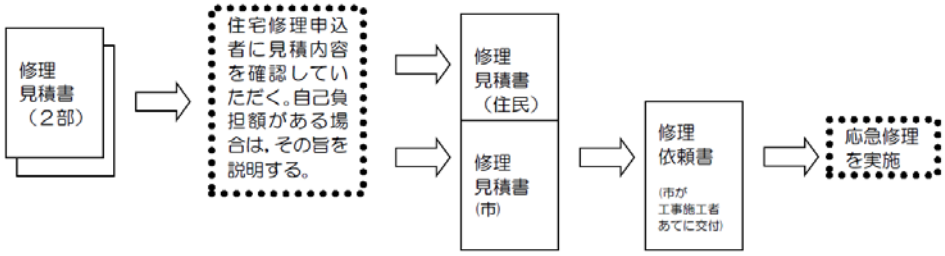

応急修理の対象となる工事は次のとおりです。
①屋根・柱・床・外壁・基礎等
②ドア・窓等の外部に面する開口部
③上下水道・電気・ガス等の配管・配線
④便器・浴槽等の衛生設備
なお，修理を行う部位には，優先順位があります。①を最優先とし，④になるほど優先度が低くなります。（住宅の応急修理対象範囲を参照）

＜注意点＞
工事を完了したら，完了報告書を市に提出してください。完了報告書には，①工事着手前，②施工中，③工事完了時の写真添付が必要となります。工事写真の管理をよろしくお願いいたします。
申込者への見積内容説明の際，申込者の負担分がある場合，その旨を説明してください。応急修理制度対象分以外の代金については，直接申込者に請求してください。
応急修理制度に係る工事代金（５８４千円限度）の市への請求手続き方法については，修理依頼のありました市に確認してください。

問い合せ先

呉市建築指導課
電　話：0823-25-5719
ＦＡＸ：0823-24-6831

出典：呉市資料

⑥　応急修理制度に係る手続の実施

◆　過去の災害における取組の例　◆

○　被害状況の分かる施工前写真が無い場合、市が撮影した写真で対応した例：西予市（愛媛県）

西予市では平成 30 年 7 月豪雨の際、応急修理の修理業者が現地に行く前に、被災者が被災住宅の内部を清掃、整理してしまったため、被害状況が分かる施工前写真が無いことがあった。

西予市は、住家の被害認定調査の際に住宅内部の写真を撮っていたため、施工前写真の提出がない場合には、このような市が撮影した写真でもって施工前写真としていた。

○　修理見積書及び施工前写真について事前審査を行った例：呉市（広島県）

呉市は、平成 30 年 7 月豪雨の際の応急修理の修理見積書及び施工前写真が正式に提出される前に、修理業者に対し、メール又はＦＡＸでこれらを市に送付し、事前審査を受けるよう求めた。

呉市は、送付された修理見積書及び施工前写真を用いて応急修理制度の対象工事かどうかの判断を行うとともに、修理見積書の修正が必要な箇所等について電話又はメールにより修理業者に伝達した。

これにより、押印のある修理見積書について、提出後に修正等が発生しないようにし、申込者（被災者）及び修理業者の負担軽減を図った。

○　修理業者への支払いに係る事務処理・決裁・振込を定期的にまとめて行った例：熊本市

平成 28 年熊本地震の際、熊本市では、修理業者への支払い件数が多く、１件ずつ事務処理・決裁を行うと作業が膨大になるため、定期的（月に２～３回）にまとめて事務処理と決裁を行った。

また、振込は総合振込方式（金融機関への複数案件の振込依頼を一括して行う方式）とし、更に事務の効率化を図った。

○　実施期間を延長した例：石川県

平成 19 年能登半島地震では、産業基盤が他の地域に比較して低位にある半島振興対策実施地域として指定されており（半島振興法）、実際に修理業者が不足しており、また、他都市からの修理業者の応援等についても、半島地域であることからそれほど多くは見込めないため、同年 3 月 25 日から 7 月 25 日までの期間の延長を予め特別基準として対応した。

参考文献：内閣府「災害救助事務取扱要領」平成 26 年 6 月

○　契約済であっても工事費を支払っていなければ応急修理の対象とした例：兵庫県

平成 16 年台風第 23 号の兵庫県の被害では、住民と修理業者が契約し、修理に着手した場合であっても、要件に合致し、修理事業者に支払いを終えていない段階であれば、事後的に応急修理の対象とする手続きの簡素化が図られた。なお、この手続きは、厚生労働省との協議の上、実施された。

（公　印　省　略）
社　第　１６６１　号
平成１６年１２月９日

関係市町災害救助法担当課長　様

兵庫県健康生活部福祉局
社会福祉課長

住宅の応急修理の弾力運用の取り扱いについて

平成１６年台風２３号による災害救助法に基づく住宅の応急修理について、別添のとおり疑義回答を取りまとめましたので、適切な事務執行をお願いします。
なお、住宅の応急修理の弾力運用の対象については、下記のとおりの取り扱いとしたので特に注意してください。

記

１　既に工事を完了している場合で、弾力運用の要件に合致し、工事費用精算前であれば対象として差し支えない。

２　１の工事費用精算の基準日は、国において弾力運用が認められた１１月１６日とする。

３　また、市町において、対象工事内容の特定と経費の算定を行うため、申込者に修理見積書等を改めて提出させるなど適正な事務を図ること。

４　対象者に漏れが生じないよう、制度の周知を改めて徹底すること。

出典：兵庫県提供資料